

情報公開規程  
(平成 30 年 9 月 20 日)

第 1 条 (目的)

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構（以下、「本法人」という。）の保有する情報の積極的かつ継続的な公開を図ることにより、本法人の活動に関する透明性及び公平性の確保に努めるとともに、国民に対する本法人の活動の説明責任を全うすることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人情報 本法人の業務運営において組織的に保有する情報（新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアを通じ社会一般に流通しているものを除く。）の一切をいう。
- (2) 法人文書 本法人の役職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録（官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）であって、本法人の役職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

第 3 条 (責務)

1. 本法人は、本規程の運用にあたり、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
2. 情報公開の対象である情報を閲覧した者は、当該情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第 4 条 (所管)

本法人の情報公開に関する事務は、総務部が所管する。

第 5 条 (本法人情報の公開)

本法人は、法人情報の公開にあたり、新聞、雑誌、インターネットのホームページ等を通じ、国民に分かりやすい情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

第 6 条 (法人文書の公開)

1. 本法人は、法令の規定に従い、次に掲げる法人文書について公開するものとする。

- (1) 定款

- (2) 民間公益活動促進業務規程
- (3) 評議員及び役員の名簿
- (4) 評議員及び役員の報酬等に関する規程
- (5) 事業報告
- (6) 事業報告の附属明細書
- (7) 貸借対照表
- (8) 正味財産増減計算書
- (9) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (10) 財産目録
- (11) キャッシュ・フロー計算書（作成する場合に限る。）
- (12) 収支決算書
- (13) 監査報告書
- (14) 事業計画書
- (15) 収支予算書
- (16) 休眠預金等交付金の使用状況
- (17) 資金分配団体の選定結果及び選定理由
- (18) 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価結果
- (19) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究の成果

2. 前項の法人文書は、原則として、インターネットのホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。

#### 第7条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

#### 第8条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

#### 附 則（平成30年9月20日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（平成30年9月20日）から施行する。